



## 令和6年度秋田県最低賃金額改定に関する公益委員見解

1 秋田県の経済情勢は、日銀秋田支店が7月に発表した金融経済概況によると、基調判断の県内概況において、「県内景気は、回復の動きが一服している」としている。

賃金改定状況調査結果第4表の令和6年のCランクの賃金上昇率は2.7%と、令和5年の2.1%から0.6ポイント上昇している。また、厚生労働省発表の春季賃上げ妥結状況等における主要企業の賃金上昇率は5.33%と前年比1.73ポイント増加している。

雇用情勢としては、令和5年度の有効求人倍率は1.32倍(年平均値)と前年度から0.17ポイント減となったものの、ほぼ同水準を維持しており、直近の令和6年6月末現在においても1.24倍と高倍率で推移している。全国では22位、東北6県では福島県と並んで2位で一定水準を維持している。また、「持ち直しの動きに弱さがうかがわれ、物価上昇等の影響により一部厳しさがみられる」としているものの、前年度から引き続き求人が求職を上回って推移している状況である。

2 こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の秋田県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額に開きはあったものの、双方の考え方は十分に理解できるものである。

3 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、公益委員見解ではあるものの、最低賃金法第9条第2項の3要素、その中でも特に、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意をした上で、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめられたものであり、当審議会としても尊重すべきものと考えます。

4 今年度の引上げ額の目安は、時間額表示となった平成14年度以降で最も高い、3ランク全てで50円(引き上げ率5.0%)となり、秋田県を含むCランクも同じく過去最高額であることから、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。

5 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安に関する考え方を基準とし、県内企業の経営状況や県内事業者の賃金支払能力等を踏まえつつも、消費者物価指数が高い水準で推移している状況や秋田県の春闘結果を勘案し、また、これまで全国最低水準に位置している状況を考慮し、更には地域経済の活性化に加え、秋田県の人口減少による地域経済の縮小

が懸念される中であって、地域間格差による若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくためには、目安に上乘せした金額で改定すべきであると考えます。

- 6 以上のことから公益委員としては、諸般の事情を総合的に勘案し、現行の秋田県最低賃金の時間額 897 円を 54 円引上げて「951 円」とするのが相当であることを見解として提示する。
- 7 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 8 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 9 価格転嫁対策については、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法の執行強化、下請法改正の検討を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組み、さらに、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

(案)

令和6年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 長岐 和行

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

嵯峨 宏

臼木 智昭

長岐 和行

(労働者代表委員)

井上 正克

後藤 正文

佐藤 伸幸

(使用者代表委員)

小野 秀人

境田 未希

時田 祐司

## 秋田県最低賃金

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間951円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日